

## 令和2年度うどん県観光誘客キャンペーン

### CM 動画制作、情報発信及びプレス発表会実施業務仕様書

#### 第1 目的

令和2年10月から令和3年3月までの半年間、本県の「絶景」と「美食」をテーマに実施する「うどん県観光誘客キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）の 프로모ーションとしてCM動画を制作し、プレス発表会を開催することにより、マスメディア等によるキャンペーンの情報発信を促し、香川県の知名度やブランド力を向上させるとともに、キャンペーンへの誘客促進を図る。

#### うどん県観光誘客キャンペーンについて

令和2年10月から令和3年3月までの半年間、訪れた観光客が、県内の観光地やアート作品、飲食店等を周遊し、夜は県内の夜型イベントへの参加や宿泊施設での本県オリジナル料理の提供など、一日中満喫できるよう、県、市町、観光協会、食や宿泊の関係団体等が連携して、本県の「絶景」と「美食」をテーマとした誘客キャンペーンを行うもの。主な事業内容は以下のとおり。

##### 1 「絶景・美食」ツアー事業

###### ① 熱気球体験イベント

県内観光地において、高度20m程度まで熱気球で上昇して、空から見る絶景を体験するイベントを開催。

###### ② 「絶景」・「美食」を体感するバスツアー

熱気球体験イベントをメインとした、絶景スポット、絶品グルメを体感する周遊バスを運行。

##### 2 さぬきうどん食べ歩き事業

オリーブ牛など県産品を使用したうどんや、独創的で写真映えするうどんを提供するうどん店を巡るスタンプラリーの実施。

##### 3 美食付き宿泊プラン造成事業

県内の宿泊施設において、オリーブ三畜をメインに使用した夕食を提供する宿泊プランを設定し、特設WEBサイトなど媒体を活用して、「美食付き宿泊プラン」をPRする。

##### 4 その他PR事業

特設WEBサイトの構築、総合ガイドブックの作成、SNSでのPR等

## 第2 業務名

令和2年度うどん県観光誘客キャンペーン  
CM 動画制作、情報発信及びプレス発表会実施業務

## 第3 事業期間

契約締結日から 令和3年3月19日(金) までとする。

## 第4 業務の内容等

### I CM 動画制作業務

#### 1)CM 動画制作のポイント

首都圏在住者をメインターゲットとし、見る者の興味を引き付け、香川への旅行及びキャンペーンへの参加を誘引するような工夫を凝らした CM 動画を制作すること。

#### 2)CM 動画の制作内容について

①キャンペーンタイトル：かがWA！きわめ旅

②ターゲットエリア：首都圏を中心に全国

ターゲット層：ターゲットの具体的な内容やセグメントについては、受託者が各種現状分析を行い、CM動画を制作するにあたり、高い効果が期待できる層を提案すること。

③撮影場所：

▶撮影場所は下記④ア)の「指定する出演者」が在住する東京都内のスタジオとするが、契約締結後、(公社)香川県観光協会(以下「観光協会」という。)と受託者で協議の上、提案の撮影場所が変更することがある。

④制作本数：

ア) 下記の指定する出演者が出演する30秒～1分程度のCM動画を、出演者ごとに1本(計2本)。

・指定する出演者 うどん県副知事 要潤氏

・指定する出演者 宮本亞門氏

イ) 上記ア)をまとめた2分以内のCM動画を1本。

⑤規格：

▶画面比は16:9でフルカラー4K以上とする。

▶撮影カメラは4Kシネマカメラ同等以上のものをメインカメラとする。

(マイクロフォーサーズ、スーパー35mm、フルサイズミラーレスカメラ等も可能)

▶パソコンやタブレット、スマートフォンでの再生を想定し、ウェブサイト(うどん県旅ネット、キャンペーン専用特設ウェブサイト)やSNS(YouTube、Facebook、Instagram等)で再生可能なファイル形式とすること。

⑥構成：

- ▶上記④ア)のCM動画再生時間は、1本あたり30秒～1分程度を想定しているが、ターゲットやキャンペーン認知度の向上という目的を加味し、適切な長さとする。
- ▶動画に合わせた効果的な音楽等を取り入れるなど、キャンペーンの魅力が見た者に十分に伝わるような工夫をすること。
- ▶予算内で可能な限り、従来の動画では見られなかった映像技術(アニメ、CG、3D等)や音響技術(サラウンド効果)などを取り入れることも可とする。
- ▶動画の最後に「かがやくけん、かがわけん。」のロゴを必ず掲載すること。
- ▶多言語(英語、中国語(簡体・繁体)、ハングル語、タイ語)に翻訳したテロップ入りの動画を制作すること。

3)納品について

①データ形式による納品：

- ▶4K(以上)編集データ一式
- ▶ウェブサイトやモバイル等での使用を想定した軽量化したデータ(MP4)

②電子媒体による納品：

- ▶ブルーレイディスク 3枚  
※制作した全てのCM動画について、高画質で1枚にまとめたもの(パッケージラベル対応)
- ▶DVD 50枚  
※制作した全てのCM動画を1枚にまとめたもの(パッケージラベル対応)  
※PLAY ALLボタンを設け、DVDプレーヤー等で連続再生できる仕様とすること。

③納期：令和2年8月21日(金)とする。

④納品場所：公益社団法人 香川県観光協会

香川県高松市番町四丁目1-10(香川県観光振興課内)

⑤その他(随時対応)：

- ▶キャンペーンの各種イベント等での使用のため、制作したCM動画を再編集した動画が必要となる場合は、その都度納品すること。
- ▶キャンペーンの専用特設ウェブサイトやSNSでの周知のため、制作したCM動画のバナー画像等が必要となる場合は、その都度対応すること。

4)その他事項について

①指定する出演者：

- ▶提案する企画は、企画提案書の提出以前に、その内容について出演者(要潤氏、宮本亞門氏)の所属事務所の了解を得たうえで提出することを求めることがある。なお、連絡先等の詳細については、企画競争参加申込書の提出があった者に対し、個別に通知する。
- ▶観光協会が指定する出演者(要潤氏、宮本亞門氏)の出演料に係る契約は、別途、観光協会が行うが、出演料以外の指定する出演者に付随する経費は、受託者が委託料で支払うこと。

▶観光協会指定以外の出演者を追加出演させる場合は、委託料で出演料及びそれに付随する経費を支払うこと。ただし、うどん県副知事の木内晶子氏を起用する場合は、同氏の出演料は観光協会が負担する。また、起用にあたっては、事前に観光協会の了承を得ること。

#### ②制作物の著作権及び著作者人格権について

▶制作物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は全て観光協会又は観光協会が指定する者に帰属するものとし、観光協会は必要に応じて制作物を後に増刷できるものとする。

▶受託者は、観光協会に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を観光協会に報告するものとする。

▶応募企画においてオリジナルで考案したキャラクターを制作した場合、受託者は当該キャラクター（キャラクターのデザイン画、名前、説明資料、その他付属資料の一切を含む）の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）を観光協会に譲渡するものとし、観光協会及び観光協会が指定する者が当該キャラクターを使用するにあたって、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

#### ③タレント起用、音楽等の使用について

▶タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料（「指定する出演者」については、観光協会において別途契約するため除く）、利用料、スケジュール調整、タレントのアテンド、交通手段の調整、メイク、スタイリストの調整、その他付随する業務全般を行い、それに伴い発生する経費については、委託金額内で実施すること。

#### ④撮影許可の申請等について

▶動画の制作にあたって、撮影許可が必要な場所及び施設等の諸手続きについては、すべて受託者が行うものとする。

▶制作途中に確認が必要な場合においても、撮影施設等への確認は全て受託者が行うものとする。

#### ⑤CM 動画の使用期間について

▶「指定する出演者」が出演した CM 動画は、観光協会が各所属事務所と調整の上、契約締結後に受託者と協議し決定する。

#### ⑥CM 動画の使用媒体について

▶制作した CM 動画は、香川県及び観光協会がキャンペーンの PR に使用する際は、媒体を問わず使用できるものとする。ただし、各タレント事務所に確認する必要があるものについては、観光協会がその都度確認した後、使用するものとする。

#### ⑦企画の内容について

▶受託者は、素材の候補や動画の構成など、CM 動画制作における重要事項は、観光協会と協議の上決定すること。また、CM 動画を制作する前に、絵コンテ等で制作する CM 動画のイメージが分かるものを事前に観光協会へ提出し、了解を取ること。

## II 情報発信業務

### 1) 情報発信のポイント

制作した CM 動画やキャンペーンの PR 用画像等を活かし、より多くの人にキャンペーンの情報が届き、キャンペーンへの参加を誘引するような媒体や手法を工夫し、効果的な情報発信をすること。

### 2) 情報発信の内容について

#### ① 媒体について：

- ▶ SNS 広告等による SNS での情報拡散や購読者への影響力が強い雑誌等への掲載、デジタルサイネージ、その他メディア媒体を活用するなど、一つの情報発信により複数の効果が期待できる情報拡散を企画提案すること。
- ▶ 交通広告を企画提案する場合は、首都圏在住者の公共交通機関の利用状況とともに、全国からの人の流れが生じる羽田空港、成田国際空港及び東京駅などを起点とする路線などを優先すること。ただし、東京モノレールは、観光協会が別途対応するため、企画には含まないこと。
- ▶ SNS 広告を実施する場合は、香川県観光協会公式サイト「うどん県旅ネット」内に別途開設するキャンペーン専用特設ウェブサイトへの誘導を行うこと。また、SNS 広告から「うどん県旅ネット」への流入の計測や見込み客の分析を行うため、SNS 広告のリンク先 URL にパラメータ等を設定して見込み客リストを蓄積するなど、「うどん県旅ネット」の Google Analytics との連携等を適切に行うこと。
- ▶ SNS 広告のプラットフォームはターゲットへの到達確度の高いものを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに提案すること。
- ▶ CM 動画を動画共有サイトサービスに掲載する場合、アカウントは観光協会が指定する。
- ▶ Google 広告等については、広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を観光協会へ付与すること。ただし、広告プラットフォームの性質等により、上記の閲覧権を付与できない場合は、その対応策について協会と協議の上決定すること。

### 3) その他事項について

採用された案についても、どの時期にどのコンテンツの情報発信を行うかなどの具体的な計画については、契約締結後に観光協会との協議により最終決定する。

### Ⅲ プレス発表会実施業務

#### 1) プレス発表会のポイント

制作した CM 動画やキャンペーンの PR 用画像等を活かし、キャンペーンのコンテンツをテレビや雑誌、新聞、ウェブメディア等に取り上げてもらえるよう、情報発信力の高いマスメディアを招聘したプレス発表会を実施すること。

#### 2) プレス発表会の内容について

##### ① プレス発表会概要

今回制作する CM 動画やキャンペーンの PR 用画像、別途制作したうどん県ブランドプロモーション動画を披露するとともに、キャンペーン中に提供する「美食」を試食しながら出演者によるプレゼンテーションを実施し、キャンペーンの魅力を発信する。

##### 【プレス発表会日程・会場等】

日時：令和 2 年 8 月下旬を想定

場所：香川県内の会場を想定

出席者：マスメディア、旅行エージェントなど（30 名程度）

※詳細日時・場所については、企画競争参加申込書の提出があった者に個別に通知する。

指定する出演者：うどん県副知事 木内晶子氏

##### ② 業務内容

###### ➤ マスメディア等出席者の確保

「食」、「観光」の分野に強く、情報発信力が高いテレビ局や新聞社、雑誌社等のマスメディアのほか、ブロガー等のインフルエンサーなど（以下「マスメディア等」という。）について、上記の「出席者」の人数を確保すること。

###### ➤ プレス発表会の企画・運営

会の円滑かつ効果的な実施のため、次の業務を行うこと。

##### 【開催日までの業務】

- ・ 開催当日までのスケジュールの作成
- ・ 当日の進行表及び進行シナリオの作成
  - ※キャンペーンのコンテンツの発表のほか、県産食材を使用した食の提供（3～4 品）を踏まえた進行表を作成すること
- ・ 配布資料、プレス発表で使用するスライド等の作成
- ・ プレスキット DVD の作成（プレス発表会配付用）100 枚
  - ※プレス発表会で発表する全ての映像、キャンペーンロゴデータ、キャンペーン PR 用画像等を 1 枚にまとめたもの（パッケージラベル対応）
- ・ マスメディア等招待者の名札の作成
- ・ プレス発表会を振興する MC の確保
  - ※謝金や交通費が発生する場合は、委託金額内で対応すること。

- ・出演者（タレント、ゆるキャラ等）の確保
  - ※観光協会が指定する出演者（木内晶子氏）については、観光協会の了解を得た上で、その調整及び必要な手配（メイク・スタイリスト等）を行なうこと。（木内晶子氏の出演料に係る契約は、別途、観光協会が行うが、移動費等その他の経費については、委託金額内で対応すること）
  - ※その他の出演者について、謝金や交通費が発生する場合は、委託金額内で対応すること。
  - ※その他の出演者の選定にあたっては、観光協会と事前に相談をすること。なお、観光協会から出演者を指定することがある。

#### 【開催当日の業務】

- ・マスメディア等の出席者の受付・会場案内
- ・出演者等への進行内容の説明
- ・プレス発表会の円滑な運営と進行管理（リハーサルを含む）
- ・会場準備、撤去
- ・資料の配布

#### 【開催後の業務】

- ・出席者実績（名簿、出席者の名刺のコピー）の取りまとめ及び報告
- ・出席したマスメディア等に対する記事掲載の要請
- ・記事等掲載状況の随時報告（メール可）

### 3) 留意事項

次の業務及び経費は委託の範囲外とする。

○指定する出演者（木内晶子氏）の出演料

○会場の手配

※会場費、電動スクリーンやプロジェクター等の設備使用料の支払いを含む（観光協会が別途支払い）。

※ただし、プレス発表会実施に伴う会場側との連絡・調整については受託者が行う。

○プレス発表会で提供する食事メニュー及び使用食材の調整。

## 第5 企画提案書の内容

### I 基本事項

「令和2年度うどん県観光誘客キャンペーンCM動画制作、情報発信及びプレス発表会実施業務」企画競争審査会の審査員がイメージを掴むことができるよう、出来る限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を作成すること。

## 1)CM 動画制作

- ①想定するターゲット層のセグメント及びその考え方を記載すること。
- ②動画のイメージを具体的に記載すること。イメージ動画を制作し提案する場合は、動画を記録した DVD か、イメージ動画を閲覧することが出来るストリーミング配信サービスの URL を記載すること。
- ③香川県及びキャンペーンを訪れることへの期待感を醸成させるとともに、話題となり拡散される訴求力のある動画にするための構成やストーリーのアイデアなどについて記載すること。また、ターゲット層や広告プラットフォームを考慮した動画の長さなどの考え方を記載すること。
- ④香川県を強く印象付け、イメージを高め、香川県及びキャンペーンに行きたくなくなるようなインパクトのある動画に仕上げるための技術面の工夫について記載すること。

## 2)情報発信

- ①媒体選択の考え方や効果など、情報発信の内容や効果が具体的に分かるように記載すること。
- ②放映及び掲出・掲載する媒体ごとに、放映及び掲出・掲載するコンテンツ、掲出期間などを記載すること。
- ③掲出媒体の説明は、想定される接触者数、広告対象者の傾向等も記載すること。
- ④企画提案書には、具体的に提案の対象者の属性などを記載すること。

## 3)プレス発表会実施

- ①招聘可能なマスメディア等の一覧を添付すること。
- ②これまでに実施した、本プレス発表会に類似した発表会等におけるマスメディア等の招聘実績を添付すること。
- ③出席したマスメディア等に記事として取り上げてもらえるよう、開催目的の趣旨に沿った効果的な演出の工夫について具体的に記載すること。  
過年の例によらず、PR 効果の高い企画の提案に努めること。

## 4)実施体制

- ①各業務の実施に必要な組織、体制、スケジュールについて記載すること。

## 5)経費見積り

- ①提案内容に対し、適切な経費見積りをすること。  
※提案する企画は、必ず委託金額内で実施できるもののみとすること。オプションの提案がある場合は、別冊とするなど、本体の企画と明確に区別すること。



## II 企画提案書作成上の留意点

- 1) 企画提案書は、A4 版（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
- 2) A4 版を超える既存資料等を添付資料として仕様する場合は、3 つ折にするなどの対応をすること。
- 3) 企画書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて 30 ページ以内とすること。

## 第 6 その他

- 1) 受託者は、発注者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 2) 受託者は、発注者と常に協議しながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- 3) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- 4) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- 5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、観光協会が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。